

「日台関係基本法」制定を求める意見書

石垣市において、長年にわたり多くの台湾出身華僑の方々が日本国籍を選択し石垣市民として活躍され、台湾蘇澳鎮とは、友好都市として 25 年もの交流関係にあり、中華民國（台湾）との直行便往来や、クルーズ船の来島を考えれば、石垣市と台湾は緊密な経済関係と人的往来を有する重要な関係にあると言えます。

昭和 47 年に日華平和条約の効力を失って以来、日本と台湾の関係には法的根拠が存在しなくなり、その為現在では、日本側は外務省と経済産業省の所管の民間機関である「交流協会」を、台湾側は外交部所管の「亜東関係協会」をそれぞれの窓口として経済、社会、文化などの分野における「非政府間の実務関係」を続けています。

日台関係は一切の法的裏付けがないという不安定さの中でかろうじて民間による「実務関係」を維持している現状です。

このような事態を防止するには、我が国においても、経済分野、災害救助分野、安全保障分野、環境分野において台湾と緊密な連携を図る法的根拠となる「日台関係基本法」の整備は急務となっています。

日本政府は、A S E A N 外交に臨む「5 原則」 1、自由や民主主義、基本的人権など普遍的価値を拡大すべし 2、公共財である海洋は力ではなく法が支配すべき 3、自由でオープンな経済によって貿易や投資の流れを進める 4、文化の繋がりof 充実 5、未来を担う世代の交流促進という原則で成り立っていますが、台湾地域を空白にしたままでは、実現できないことが明らかであります。

台湾は、2300 万人の人口を抱え、自由、民主主義、人権、法治といった基本的価値観を我が国と共有しており、台湾が自由と民主主義を基調とする事は我が国において重要な国益であることから「日台関係基本法」の制定の必要性を強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 15 日

石 垣 市 議 会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣